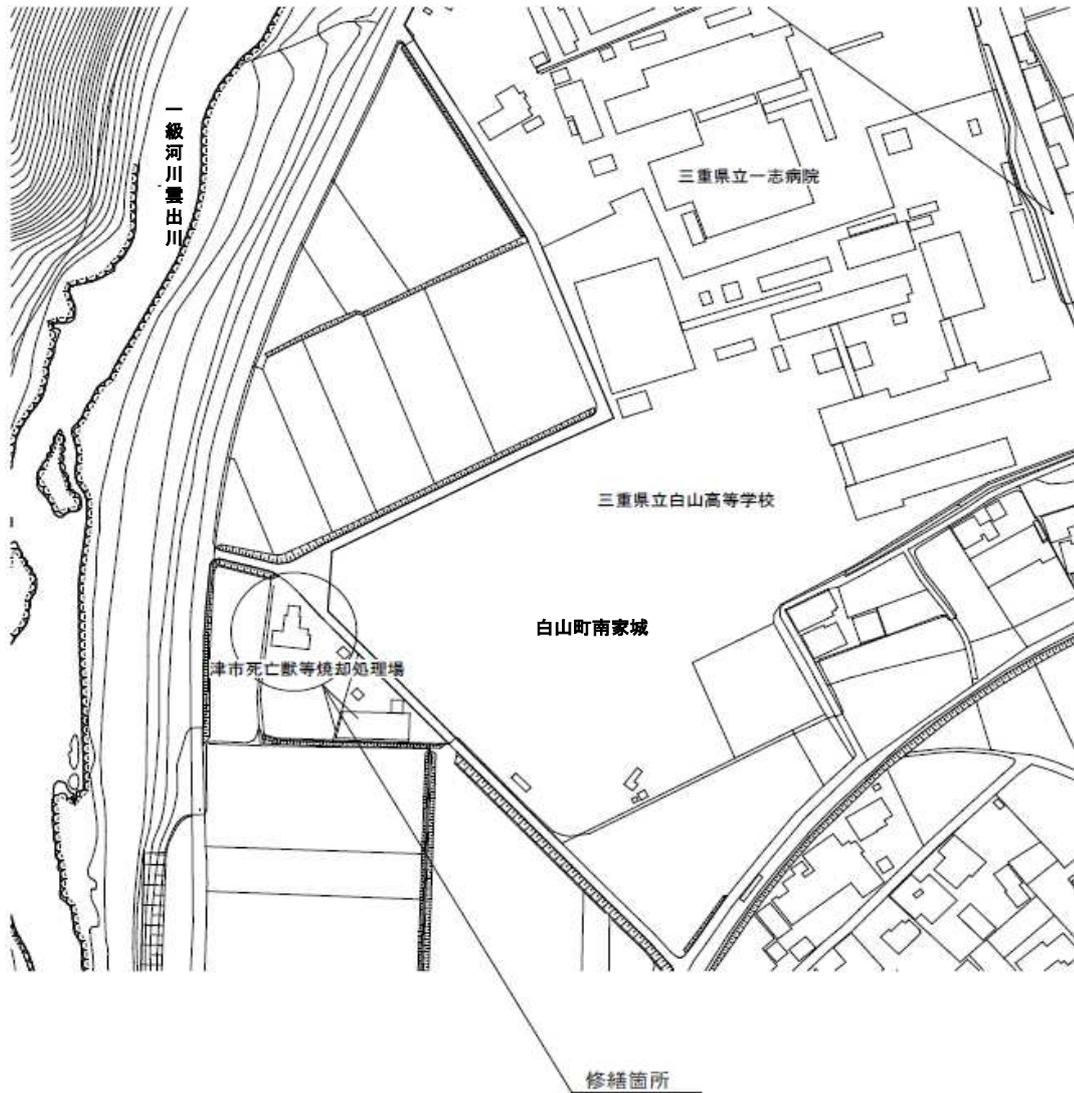
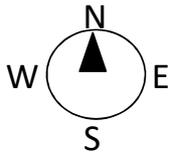


前 金	部 分 払
①・無	0 回

令和 6 年 度
環 施 第 2 - 9 号

津市死亡獣等焼却処理場焼却炉修繕
設計書

津 市 環 境 部 課
環 施 設



工 種	種 別	形状寸法・材料	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1	焼却炉						
材料費	デミスターケース	耐火物含む	1	式	—		
労務費	分解整備費		1	式	—		
	小計						
材料費	耐火台車上部ベツト	耐火物含む	1	式	—		
	耐火台車下部	車輪付	1	式	—		
労務費	分解整備費		1	式	—		
	小計						
材料費	チェーンブロック	250kg 単相100V	1	台			
労務費	分解整備費		1	式	—		
	小計						
	合計						

令和6年度環施第2-9号
津市死亡獸等焼却処理場焼却炉修繕

仕 様 書

津市環境部
環境施設課

第1章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する施設に係る修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等の遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営室監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、基準、規格等については特に留意すること。

- (1) 建設業法
- (2) 水道法
- (3) 消防法
- (4) 計量法
- (5) 労働基準法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 建築基準法
- (8) 建設リサイクル法
- (9) 三重県公共工事共通仕様書
- (10) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- (11) 電気事業法
- (12) 電気用品安全法
- (13) 日本電気協会内線規程（JEAC）
- (14) 電気規格調査会規格（JEC）
- (15) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (16) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (17) 日本電池工業会規格（SBA）
- (18) 日本照明工業会規格（JLMA）
- (19) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (20) 日本溶接協会規格（WES）
- (21) 日本産業規格（JIS）
- (22) （公）全国都市清掃会議発刊 廃棄物処理施設点検補修工事積算要領（令和5年度版）
- (23) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）
- (24) その他関係法令、条例及び規格等

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議のうえ決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約締結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート砕りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1) 騒音、振動の抑制

本工事において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2) 地下水のかん養（雨水浸透等）

(3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4) 廃棄物の適正な処分

(5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他必要な図書を本市に提出し、承諾を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構築物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き全てA4版とする。

(1) 着手時に提出するもの（契約日から7日以内）

ア 工事着手届	1 部
イ 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届	1 部
ウ 工程表	1 部
エ 工事カルテ登録内容確認書（500万円以上）	1 部
オ 環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上）	1 部
カ 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく 計画書、実施書類（必要な場合）	1 部
キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（必要な場合）	1 部
ク 建設業退職金共済掛金収納書	1 部

(2) 工期内に適時提出するもの

ア 打合せ議事録（工事打合簿）	※下記事項に付随して2部提出又必要部数
イ 施工計画書（30日以内）	2 部
ウ 施工体制台帳の写し（必要な場合）	2 部
エ 部分下請負通知書（必要な場合）	2 部
オ 承諾図書	2 部
カ 段階確認書（随時）	2 部
キ 機器（材料）確認調書	2 部
ク 使用材料調書	2 部
ケ 工事履行状況報告書（翌月4日以内）（必要な場合）	2 部
コ 諸官庁届出書（必要な場合）	必要部数
サ 工事検査要求書（必要な場合）	2 部
シ 社内検査要領書（検査前）	2 部
ス 社内検査成績表（検査後）	2 部
セ 施工要領書（図面含む）	2 部
ソ 試運転要領書（試運転前）	2 部
タ 試運転成績表（試運転後）	2 部
チ 安全教育、研修・訓練報告書等（提出を求めた場合）	2 部
ツ その他必要な書類	必要部数

(3) 完成時に提出するもの

ア 完成報告書	2 部
イ 工事完成写真（主要な部分を抜粋したもの）	2 部
ウ 完成図書	2 部

エ 工事写真帳（全体）	1 部
オ 施工監理記録	1 部
カ 電子データ（完成図書データ・写真のCDを完成図書に挟み込み）	1 部
キ その他必要な書類	必要部数

10 試験及び検査

- (1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。
 なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。
 また、試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなるがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

- (1) 写真の分類
 - ア 施工前、施工中及び完成（同一アングルにて撮影のこと）の3種類を撮影し、A4縦用紙に、上（施工前）・中（施工中）・下（完成）の順に配する。
 - イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工場製作状況写真、既製標準品は除く）
 - ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
 - エ 安全管理写真
 - オ 材料検収写真
 - カ 品質管理写真
 - キ 出来形管理写真
- (2) 写真の色彩、大きさ
 カラー・サービスサイズ
- (3) 写真の撮影基準
 - ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
 - イ 不可視部分の写真管理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

ウ 写真には、下記の項目を記載した小黒板（電子黒板）を被写体と共に写しこむこと

- ① 工事名
- ② 発注者名
- ③ 施工部名
- ④ 施工内容（工種、機材名、寸法、使用機械の能力等）
- ⑤ 受注者名

12 施工管理

- (1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 作業主任者の選任

- (1) 受注者は、労働災害を防止するため、作業主任者を選任すべき作業において作業主任者を選任し、必要な指揮・点検・監視等を行うこと。
(例) 足場の組立て等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、ガス溶接作業主任者、有機溶剤作業主任者、あと施工アンカー、クレーン、玉掛作業等
- (2) 上記に係る免許証又は講習修了書等の写しを発注者に提出すること。

14 竣工

- (1) 施設等の受け渡し（引き渡し）
工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2) 技術指導
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3) 保証
ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）1年間とする。
イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実施しなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

15 疑義

(1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

(2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

16 その他

(1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

(2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

(3) 現有施設の使用は、本施設の運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認めるものとし、その範囲は協議し定める。

(4) 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

(5) 本工事等にあたっては、関係法規等を遵守し、労働災害の発生がないように努めること。

(6) 受注者は、本工事等の施工において本施設の運営、設備及び機器への損害等を与えた場合の費用等については、全て受注者の負担とする。

第2章 修繕施工

1 修繕概要

本修繕は、津市死亡獣等焼却処理場の焼却炉（デミスター等）が経年による劣化により、施設の運営に支障が生じていることから、部品の取替を行い円滑な運転を図るものとする。

2 修繕内容

(1) 焼却炉

・デミスター

【整備内容】

ア 作業範囲養生、清掃

イ 部品交換及び各部点検

部品交換については、構成機器や他の部品類に損傷を与えないよう交換し、必要に応じ清掃の上、ずれ・取付けボルトの脱落・緩みなどがあれば修正を行い、パッキン等の部材は、正確に取付け、気密を確保し、排ガス等の漏れが無いように施工すること。

また、各部品等に変形・摩耗等異常の有無を確認し、異常があれば発注者へ報告する。

ウ 試運転及び調整

異音・振動・発熱等の有無を確認し、結果を報告すること。

【交換部品等】

デミスターケース	耐火物含む	1 式
----------	-------	-----

・耐火台車

【整備内容】

ア 作業範囲養生、清掃

イ 部品交換及び各部点検

部品交換については、構成機器や他の部品類に損傷を与えないよう交換し、必要に応じ清掃の上、ずれ・取付けボルトの脱落・緩みなどがあれば修正を行い、施工すること。

また、各部品等に変形・摩耗等異常の有無を確認し、異常があれば発注者へ報告する。

ウ 試運転及び調整

異音・振動等の有無を確認すること。

【交換部品等】

耐火台車上部ベット	耐火物含む	1 式
耐火台車下部	車輪付	1 式

・チェンブロック

【整備内容】

ア 作業範囲養生、清掃

イ 部品交換及び各部点検

部品交換については、構成機器や他の部品類に損傷を与えないよう交換し、必要に応じ清掃の上、ずれ・取付けボルトの脱落・緩みなどがあれば修正を行い、施工すること。

また、各部品等に変形・摩耗等異常の有無を確認し、異常があれば発注者へ報告する。

ウ 試運転及び調整

異音・振動等の有無を確認すること。

【交換部品等】

チェンブロック

既設型番：日立1/4E-F（同等品）

250kg 単相100V

1台

3 構造概要及び製作条件

(1) 工事等に使用する機器及び材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。

(2) 工事等に必要な資材は、用途に適合する欠点のないものを使用すること。

(3) 今回業務となる製品等は、仕様と同等品もしくは同等品以上の性能及び規格のものを使用すること。

なお、施工上の事情等でやむを得ない上記の変更等は、協議のうえ書面などにて承諾後処理を行うものとする。

(4) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、発注者に提出すること。

4 現有施設の使用

現有施設の使用は、津市死亡獣等焼却処理場の運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認めるものとし、その範囲は協議し定める。

5 養生

(1) 建築物、設備、備品等で、工事中に汚損、変色等の工事前の状態と異なる可能性がある箇所は、養生を行う。

(2) 養生の方法は、特記による。特記がなければビニールシート、クッション材、合板等の適切な方法で行い、養生範囲は監督職員と協議する。

(3) 機材搬入通路及び撤去機材搬出通路の養生は、発注者と協議による。

なお、原則として、床面を合板、ビニールシート等の適切な方法で行う。

(4) 作業通路、搬入通路等に隣接して、盤等のスイッチ類がある場合は、誤操作しないよう養生する。

(5) 切断溶接作業を行う場合は、防災シート等で養生する。

6 その他

- (1) 修繕に伴い生じた廃材等は、履行期間中は発注者の指示する場所に運搬し分別、整頓しておくこと。
- (2) ダイオキシン類による健康障害防止について安全教育を実施するとともに、従事労働者名、従事作業名、従事期間等を記録し、その記録はダイオキシン特別措置法及び労働安全衛生法等に抵触する法律による記録保存がある場合には、遵守すること。
- (3) 工程管理等について
 - ア 作業の取合い等における問題を発生させないために、事前調査を実施し十分な打合せを行い、調整のうえ不具合を生じないよう工程管理を図ること。
 - イ 津市死亡獣等焼却処理場の処理計画を考慮して運転計画に従い整備工程を計画し、効率的な施工を実施すること。
ただし、詳細な実施計画については、発注者と協議するものとする。
- (4) 安全対策について
 - ア 関係法規を遵守するとともに、労働者への安全教育を徹底し労働災害の発生がないように努めること。
 - イ 必要に応じて局所排気装置、除塵装置等を設置し焼却灰等の粉塵の発生やその飛散防止対策を行うこと。
 - ウ ダイオキシン類の付着した作業衣類は、二次発塵の原因となることから事業場外への持ち出しを禁止するとともに、当該作業衣類等はそれ以外の衣類等から、隔離して保管かつ、速やかに汚染の除去対策を講じること。
 - エ 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(H13.4.25基発第401号)を遵守すること。
- (5) 提出書類等を含めて疑義、不明なる項目については、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。
- (6) 津市公共工事環境配慮指針を遵守するものとする。
- (7) この仕様書に明記されていない場合でも、工事等に当然必要であると認められるものは、受注者の良心と責任において処理するものとする。
- (8) 工事等及び緊急時において、主要部品交換が必要になる場合に、処理計画及び焼却炉の運転に支障がないよう迅速に対応すること。
- (9) 工事等の施工中は、適切な技術者（有資格者）を配置すること。

第3章 特記事項

1 作業日時

作業日時は、8時30分から17時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。

2 発生材の処分

本工事等に伴い発生する廃材等については、請負者において、法令等に基づいた適正な処分を行うものとする。

3 建設発生土に関する事項

建設発生土の搬出はありません。

4 工事完成報告書

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

5 試験、検査

(1) 試運転等を実施し、異常の確認を行うこと。

(2) 本設備、機器の検査については、第1章一般共通事項に準ずることとする。

6 現場施工の時期

本工事施工の時期にあつては、本市監督員と協議のうえ決定し、当該施設の運転維持及び運営に支障無きよう十分考慮し、施工すること。

7 完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は、原則として2部作成するものとする。

なお、作成にあつては、本市監督員の指示に従うものとし、提出書類等を含めて疑義・不明なる項目については監督員と協議を行い必要に応じて議事録をもって処理すること。

第4章 支払いに関する事項

【前金の支払い】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、請負金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

第5章 工事施工監理に関する事項

【部分下請負通知書】

受注者は、工事の一部について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者も含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者も含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。

【現場の管理】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の一例>

主任・監理技術者	
写真 2 c m × 3 c m 程度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ○○株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

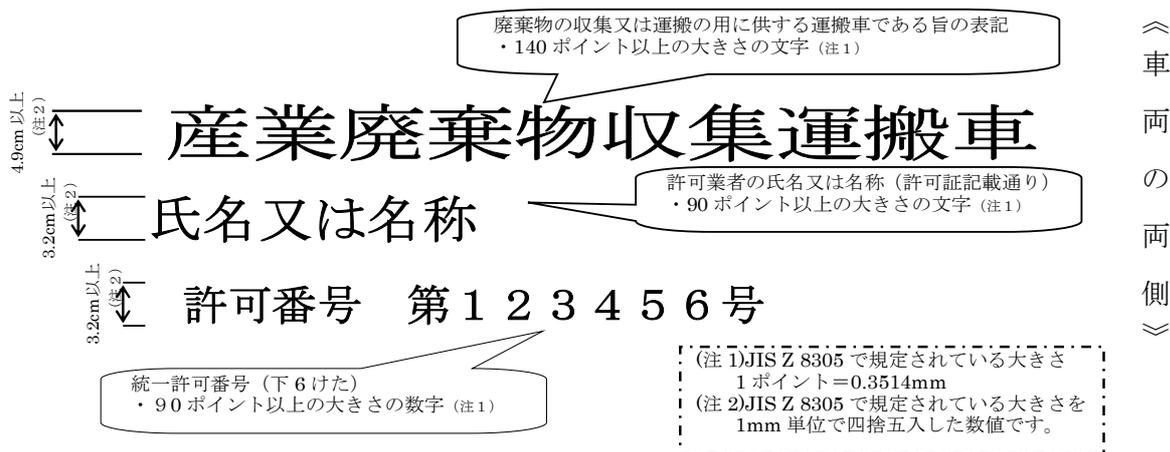
【施工体制台帳等】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工場現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出するものとする。

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

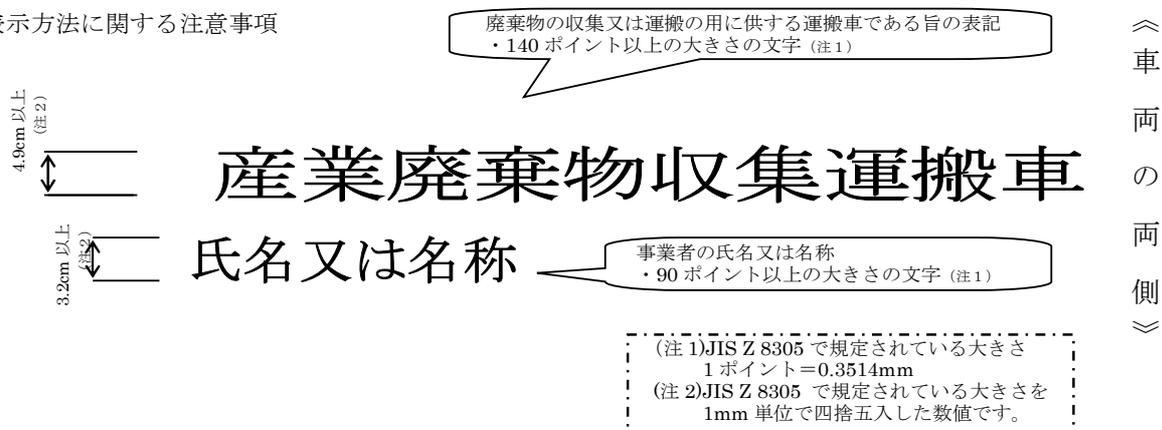
産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書

1 趣旨

津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事实施に支障をきたす事例が発生しました。

このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。

2 発注者及び受注者の責務

- (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。
- (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

3 定義

- (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。
- (2) 「不当要求行為等」とは、
 - ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為
 - イ 暴力行為、脅迫行為
 - ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
 - オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為
- (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

4 工事説明の進め方

- (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事实施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、

工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。

- (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事实施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。
- (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事实施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。
- (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。
- (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。
- (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事实施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

5 不当要求行為等

- (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。
- (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。